

## 第16回 自治基本条例策定分科会まとめ

### 1. 住民投票について条文骨子（案）

#### ○住民投票の実施について

市長は前条の規定による条例制定の議決があったときは、速やかに住民投票を実施する。

#### ○意見等

- ・ 条例を制定する議決があったら住民投票を行うということか。

#### ○事務局コメント

・ 「前条の規定」は住民投票の発議を指しているので、「〇〇に関する住民投票条例案の発議」があつて、次に議会へ条例案の提出を行つて議会で審議され可決されれば、速やかに住民投票を行うということ。

### 2. 市民自治の仕組みについて

#### ○市民自治協議会の支援について

市は、市民自治協議会が設置された場合は、市民自治活動に対する財政支援やその他市民自治の推進に関する支援を行うことができる。

#### ○意見

- ・ 「その他市民自治の推進に関する支援」には人的支援も含まれているのか。

#### ○事務局コメント

・ 市民自治協議会を設立し適切に運用していくためには、財政支援のほかに人的・物的な支援も必要であることは想定できます。しかしどのように支援を行うかについては、今後市民からも意見を頂き検討したいと考えています。

#### ○その他の意見

- ・ 地域を代表する地域代表制を自治協議会でどのように担保するか
- ・ 会員は個人と団体などあるが、議決や会費などの取扱いをどのようにするのか
- ・ 自治協議会の参加者は、全てその地域に住んでいる人になるとは限らないのではないかな。
- ・ 自治協議会からNPOができる可能性があるのではないかな。
- ・ 自治協議会には、地域のためになる「何か」が必要である。
- ・ 地域によっては協議会の設立に温度差があると思う。
- ・ 設立をするときには目的も必要ではないかな。
- ・ 自治会と協議会の仕分けは必要ではないかな。
- ・ 地域のことを考えていく時に軸足を自治会か協議会かいずれにするかしっかり議論する必要がある。
- ・ 自治協議会は様々な会員がいるのだから受益者負担のある活動が有ってもいいのではないかな。
- ・ 会員は公的団体に限定した方がいいのではないかな。
- ・ 自治会や区会は公的団体なのか。